

事業主各位

一般社団法人 香川労働基準協会丸亀支部長



「職長・安全衛生責任者教育」及び「職長教育」の実施について

時下、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

労働災害防止に関しては、平素格段のご尽力をされていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条では、新たに職務につくことになった職長等作業中労働者を直接指導・監督する者に対し、所定の安全衛生教育を実施することが義務づけられています。また、同16条では、建設業及び造船業等の関係請負人は、元請の統括安全衛生責任者との連絡業務等を的確に行わせるために、安全衛生責任者を選任することも義務付けられています。

つきましては、職長・安全衛生責任者教育を下記のとおり開催いたしますので、該当者においては、ぜひこの機会に受講されますようご案内申し上げます

なお、職長教育のみの受講をご希望の方も同時に受け付けますので、お申し込みについては、裏面申込書により受講希望のコースを指定の上、お申し込み願います。

記

日 時 令和7年7月22日(火) 9:15~18:00
23日(水) 9:15~18:00
※職長教育のみ受講の方は二日目が15:30まで

場 所 丸亀市市民交流活動センター マルタス
丸亀市大手町2丁目4-11(丸亀市役所新庁舎横)
TEL:0877-24-8877

料 金 **職長+安全衛生責任者教育**
(主に建設業・造船業を対象としておりますが、それ以外の業種でも受講可能です)
受講料【会員】12,100円 【非会員】17,050円
テキスト代 1,650円 1,650円
職長教育のみ
受講料【会員】 9,900円 【非会員】14,850円
テキスト代 880円 880円

受付期間 6月10日(火)～ 定員60名に達し次第締め切ります。

申込先 香川労働基準協会丸亀支部
丸亀市大手町1-5-3 商工会議所会館3F
TEL:0877-58-1260 FAX:0877-58-1261

その他 申込後の受講取消しについては、受講日の3日前まで(土日祝を除く)に申出があった場合以外は返還いたしかねますのでご了承ください。

※受付開始は6/10(火)～

職長教育・安全衛生責任者教育 受講申込書

実施日	令和7年7月22日・23日	受付番号	※	
受講コース (該当する方に○)	職長と安責の両方受講		職長教育のみ受講	
フリガナ			会員別	会員・非会員
受講者名	男・女		テキスト	要・不要
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			
現住所	〒 TEL			
勤務先	名称			
	所在地	〒		
	担当者連絡先 電話番号	担当者		

修了証番号	※	交付年月日	※
-------	---	-------	---

- ◆修了証発行等のデータとなりますので、※以外の事項を楷書で正確に記入して下さい
- ◆ご記入いただいた個人情報はこの目的以外に使用することはありません
- ◆複数受講の場合は、人数分コピーしてお使い下さい

★送付先 〒763-0034
丸亀市大手町1-5-3 丸亀商工会議所会館3階
香川労働基準協会 丸亀支部

FAX 0877-58-1261

(FAXでお申込の場合は、受付完了後受講票と振込用紙を送付いたします)